

六ヶ所フュージョンエネルギー研究所緑地整備作業
仕様書

令和8年3月

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

六ヶ所フュージョンエネルギー研究所

管理部 庶務課

1. 概要及び目的

本仕様書は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）六ヶ所フュージョンエネルギー研究所（以下「六ヶ所研」という。）が、六ヶ所研の緑地及び排水路周辺の雑草の伐採、芝生管理等の作業を受注者に請負わせるため、その仕様について定めたものである。

2. 作業実施場所

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字表館 2 番地 1 6 6

QST 六ヶ所研

3. 納期及び作業期間

(1) 納期：令和 8 年 9 月 30 日

(2) 作業期間：契約締結日～令和 8 年 9 月 30 日

4. 作業内容及び対象面積等

(1) 草刈り（対象面積：約 33,250 m²）（フェンス外周 2m を含む。）

・対象箇所は別図 1 のとおり。

・実施時期は以下のとおり。

別図 1 赤色部分（約 3,650 m²）：6 月 30 日までに実施

別図 1 黄色部分（約 6,470 m²）：7 月 1 日～7 月 31 日に実施

別図 1 青色部分（約 23,130 m²）：納期までに実施

・残草の除去を十分に行うこと。

・ブラッシングを行うこと。

・実施時期の詳細については、QST 担当者と調整のうえ決定すること。

(2) 芝生の除草（対象面積：約 3,650 m²）

・対象箇所は別図 2 のとおり。

・7 月 1 日～7 月 31 日に実施すること。

・除草剤や土壌処理剤は使用しないこと。

・実施時期の詳細については、QST 担当者と調整のうえ決定すること。

(3) 排水路の草刈り（対象面積：約 4,800 m²）

・対象箇所は別図 3 のとおり。

(4) 側溝の草刈り

・対象箇所は、別図 4 のとおり。

・グレーチング（一部ボルトで固定されているものあり）、側溝内の草刈り作業

（枯れ草の除去含む）を行う。コンクリート製の蓋で覆われている箇所については、作業対象外とする。

・蓋等で覆われていない側溝については、対象箇所のみ草刈り作業（枯れ草の除去含む）を行う。

(5) その他

- ・草刈り及び除草等の作業により発生した残草については、受注者が適切に処分すること。ただし、草に付随する土砂等については、QST が指定する場所（構内）に置くことを認める。

5. 提出図書

No	図書名	指定様式	提出期日	部数 ()返却	備考
1	工程表	指定なし	契約後速やかに	2部 (1部)	確認(※)が必要
2	総括責任者届	指定なし	作業開始前	1部	
3	従業員就業届	QST 様式	作業開始前	1部	
4	作業報告書	指定なし	作業終了後 速やかに	1部	作業前と作業後の状況が分かる写真を添付すること。
5	その他 QST が必要とする書類	指定なし	必要に応じ随時		

※「確認」は次の方法で行う。

QST は、提出図書を受領する際に、受注者に確認完了までの期限日を連絡する。また、修正不要と認めた場合は確認完了の通知はしないが、修正を要する場合は当該期限日までに QST 担当者より修正を指示するものとする。受注者は、確認された図書について、必要部数を提出すること。

(提出場所)

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字表館 2 番地 1 6 6

QST 六ヶ所研 管理部 庶務課

6. 検査条件

上記 4. の作業が全て完了し、かつ、上記 5. の提出図書の完納及び確認をもって、検査合格とする。

7. 総括責任者

受注者は本契約業務を実施するに当たり、受注者を代表して直接指揮命令する者として総括責任者を選任し、次の任務に当たらせるものとする。

- (1) 作業従事者の労務管理及び作業上の指揮命令
- (2) 本契約業務実施に関する QST との連絡及び調整
- (3) 作業従事者の規律秩序の保持及びその他本契約業務の処理に関する事項

8. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

9. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、QST と協議の上決定する。
- (2) 本契約業務を実施するに当たり、QST や近隣住民との間で十分調整を行いトラブル等が発生しないよう努めること。トラブル等が発生した場合には、QST に報告するとともに、受注者の責任において解決すること。
- (3) 本契約業務の実施において故意又は過失により QST に損害を与えた場合は、受注者の負担において損害賠償等の補償をするものとする。
- (4) 受注者は、本契約業務を実施するに当たり発生する粉塵を防ぐために防塵装備（マスク等）をすること。また、日射病・熱中症対策を十分に行うこと。
- (5) 受注者は、本件において刈払機を使用する作業従事者であって、平成 12 年 2 月 16 日以降刈払機を取り扱っていない者に対し、「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」（基発第 66 号）を受講させていること。

以上